

農政情報

主
な
記
事

1. 県農業会議令和7年度事業計画・予算が決定
2. 改正農地法等が4月1日から施行
3. 第34回農業経営者研究交流集会開く
4. 高松市女性委員が食育活動

農地等利用の最適化推進の活動実績の向上を推進 県農業会議令和7年度事業計画・収支予算を承認・決定

県農業会議は2月28日、第26回理事会を開き、令和7年度事業計画・収支予算などについて審議し、承認・決定した。

三笠会長は冒頭挨拶で「この3月には食料・農業・農村基本計画が決定され、今後の農政が本格的に動き出す。既に改正の農地関連法制を含め令和7年度は大きな転換の年であり、農業・農村の状況からも正念場であると思っている。令和6年度は目標地図の素案作成や農業委員・農地利用最適化推進委員が地域計画の話し合いに積極的に参加して取りまとめ役を担うなどの活動の実績を残すことができた。これからは地域計画の実現に向けた農地等利用の最適化推進活動が重点課題と認識している。市町農業委員会とともに、農地等利用の最適化推進活動の強化をはじめ、

法令に基づいての役割を果たしながら、本県農業・農村の振興に努力していく」と述べ、理解と力添えをお願いした。

令和7年度事業計画では「何よりも農業者の利益代表機関として現場主義を根底に、組織活動と組織への評価が一層得られることを最優先に置く。このため、総花的から重点的への観点に立ち返り選択と集中によって、①本県独自の組織運動に基づく活動の展開、②関係機関・団体との連携強化、③農業委員会へのキメ細かな支援・協力を軸に農地等利用の最適化推進の活動実績の向上を推し進める」としている。

なお、令和7年度事業計画（抜粋）については次のとおり。

令和7年度事業計画（抜粋）

1. 事業方針

食料安全保障の根底は人と農地の確保であり、食料の安定供給は国内生産の増大が基本である。

（中略）

農業委員会組織は、平成28年4月に施行の改正農業委員会法により農地等利用の最適化の推進業務が必須となって令和7年度は10年目にあたる。この間、農業委員会の業務と事務は質・量ともに大幅に拡大し、企画・立案、法令に基づく事務等を担う事務局機能の発揮への課題も抱えている。

これら動きの下で本県の市町農業委員会と県農業会議は、令和4年6月に策定の「第2次・かわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を基軸に、

地域計画に係る目標地図（素案）を早い段階で作成し市町へ提出するとともに地域での話し合いへ積極的に参加し取りまとめ役の一翼を担うなど、農地等利用の最適化推進活動を具体的に展開し実績を残している。併せて、組織運動等を通じての最適化推進活動で得られた知見から施策の改善意見を提出し、県単独施策の創設にも繋げている。また、4月からの県農地機構を介する農地貸借の事務手続きについて根拠法令と農業委員会の事務拡大を背景に県農地機構・県と調整し、早い時期に合意を図り準備を終えたものである。今後は、地域計画の実現に向けた農地等利用の最適化推進活動の具体的な展開が求められる一方で、農業委員

・農地利用最適化推進委員の徹底した活動記録も重要課題にあたる。このことを令和7年度活動の重点に位置づけ、その取り組みの要としての本県独自の新たな組織運動をキメ細かな内容で定め、着実に展開していく必要がある。また、本年度は4月と12月に改選の3市2町農業委員会への改選後支援も重要である。

以上のような諸情勢と重要課題を踏まえ、本県の農業委員会業務に係る重点対策を明確化し取り組むこととする。その際、何よりも農業者の利益代表機関として現場主義を根底に、組織活動と組織への評価が一層得られることを最優先に置く。このため、総花的から重点的への観点に立ち返り選択と集中によって、①本県独自の組織運動に基づく活動の展開、②関係機関・団体との連携強化、③農業委員会へのキメ細かな支援・協力を軸に農地等利用の最適化推進の活動実績の向上を推し進める。

2. 業務規程に基づく基本的推進方針

本会議の「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」に基づき基本的推進方針を定め、各種事業を活用しつつ活動の趣旨を明確にして展開する。

3. 本会議の運営・業務に係る協議

農業委員会ネットワーク業務を担う本会議の運営と業務につき審議・決定するため会議を開催。

- ① 総会（6月）
- ② 理事会（5・2月）
- ③ 常設審議委員会（原則、毎月28日）
- ④ その他の会議（農業団体会議等）

4. 農政・組織活動の実施

県農業会議業務の推進効果を一層意識した展開のほか、市町農業委員会業務への支援・協力の強化の観点から、農政・組織活動を行う。

① 政策提案活動等の実施

法令業務である改善意見提出の趣旨と重要性から各市町農業委員会での意見提出を促進するとともに、農業委員会法第53条に基づき、県に改善意見を提出（8月）する。

② 推進業務の効果的な展開

令和6年度事業の実施結果から課題と対策を整理の上、6月を目途に本年度の各種事業における重点取り組み方策を具体的に示し、PDCAサイクルにより取り組む。

③ 新たな組織運動の策定と推進

令和7年度からの次期・組織運動要領を6月に策定し、農業委員・推進委員へ早期浸透に努め、運動の着実な実践を推進する。

④ 市町農業委員への農地等利用の最適化推進への支援強化

全市町農業委員会と調整により巡回計画を作成し巡回するとともに、定例農業委員会総会前後等における個々研修を実施する。

V 事業の実施

本会議の本年度基本的推進方針を踏まえつつ、「機構集積支援事業」や「担い手育成活動支援事業」等、3新規事業を含む14の国・県の補助事業等を適正かつ計画的に取り組み、業務を効果的に推進する。

<<<<< 令和7年度の農業委員会業務に係る重点対策 >>>>>

- ① 耕作者（受け手等）が不在となった農地への受け手の掘り起こし活動の実践（農地の継続利用と地域計画の実現への取り組み）
- ② 農地利用の最適化推進活動による活動記録の習慣化と拡大（農地利用最適化交付金の有効活用の徹底）
- ③ 「農業委員会サポートシステム」データの適宜更新の定着化
- ④ 農業者年金の加入推進の目標達成への取り組み強化
- ⑤ 情報提供推進の強化（特に農業委員・農地利用最適化推進委員の「全国農業新聞」皆購読の達成）

農地の権利取得許可要件に農業関係法令の遵守状況等を追加 改正農地法等が令和7年4月1日から施行

将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において、「①国内の農業生産の基盤である農地の確保」、「②農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進」への対応が必要なことから、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年4月1日から施行する。

その概要は次のとおり。

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

(1) 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記する。

(2) 農地の確保のための措置の整備として、農用地区域からの除外の協議に係る都道府県における同意基準について、「集团的農用地等の除外に関し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼす恐れがないこと（面積目標の達成に支障がなうよう、遊休農地の解消や農用地区域への編入等を講じようとしていること等）」等を追記するとともに、国の関与に係る手続きを整備する。

2. 農地法の改正

(1) 農地転用に係る手続きの厳格化として、①不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築、②違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設する。

(2) 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備として、①農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加、②農地所有適格法人について、

拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化する。

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

(1) 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続きを迅速化・義務化する。

(2) 農地所有適格法人が出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に議決権要件の特例を措置する。

また、今回の改正に伴う、農地法第3条関係について、現段階で以下のようなことが考えられている。

- ・ 遵守状況を確認する農業関係法令については、耕作の事業に必要な生産手段に直接的に係る法令として、農地法、農振法、種苗法、農薬取締法の4つ法令で、許可申請時に法令違反がないことを申請者に申告させる。
- ・ 過去に、農地の権利取得後に耕作の事業に供することなく、農地を譲渡・転用した者の権利取得に係る確認の対象となる期間として、取得後3年以内に譲渡・転用したかについて、申請日から起算して過去3年分の状況を申告させる。
- ・ 在留期間等を確認した結果、権利取得後、短期間で在留期間が満了し、かつ、更新等の見込みがないと認められる者等による権利取得は、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないと判断することが可能。例えば、申請者の営農計画における作付計画を踏まえ、当該作目に必要な作期を経過しないことなど。

新たな食料・農業・農村基本計画の策定へ 四国を含め全国11ブロックで地方意見交換会が開かれる

農林水産省では8月29日から、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、食料・農業・農村政策審議会の企画部会での検討を進め、2月5日までに10回開かれている。

2月17日から21日までは、全国11ブロックで地方意見交換会が開かれ、20日の四国ブロックでヒアリング者（本県から出席の鈴木氏、泉氏含む5名）等から出された意見等は次のとおり。

◎鈴木茂晶氏（農業者、丸亀市）

生産量を確保していくために、現状の手作業では不十分であり、インフラ設備を充実し、規模拡大していくことが不可欠。持続可能な農業を実現するために機械導入に向けた支援を希望。

トラクター本体に付けるタイプの物は補助事業があるが、軽トラック等汎用性のある機械については汎用性が高いことで補助事業の要件で外れてしまう現状がある。最近の価格高騰により新車で購入することも想定から外れてしまう。汎用性の高いものの捉え方がどうにかなれば、さらに前へ進めるきっかけづくりに。

◎泉京子氏（香川県消費者団体連絡協議会 副会長）

- ・ 日本は農薬使用料が多く、欧米で禁止している農薬が日本では日常的に使われている場合がある。農薬残留基準もEUと比べると緩く、国民の命と健康を守る観点で見直しを希望。
- ・ 有機農業の推進について、今後更に強化し、安定的な生産ができるよう技術開発を希望する。生ゴミ等を資源として循環させ有機肥料を作り、更に有機農業新規就農者の支援・育成を行うことが有機農業を推進していく上で重要。
- ・ 農業への関心が深まるよう、大人も子

供も農業体験をする機会を増やすことが重要。

◎松村晃充氏（高知県農業振興部長）

- ・ 農産物の価格形成について、コストを取引価格に転嫁でき、地域や品目の特徴を捉えた再生産可能な価格による取引が可能となるような実効性のある制度の構築が必要。
- ・ 気候変動の中でも安定的な食料供給を継続するためには、高温障害の発生を抑制できる栽培技術、資材や高温耐性品種の開発が求められ、国の主導による早急な技術及び品種開発が必要。
- ・ 中山間地域において、農業の維持・発展に必要な農業経営体の確保、地域を支える組織の育成支援、中山間地域等直接支払・多面的機能制度の推進が必要。

◎座長（内藤祥平氏）

補助金の汎用性の問題は、国の税金を使用するため一定の規定があるのは仕方ないと思うが、基本計画を作成し、戦略を決めていく上で、戦略に沿った対応をしている方に対して支援ができないのは、計画・戦略の実行がなされないということ。補助金という性質上規定は必要だが、ヒアリングさせていただいたやる気があり将来に向けて頑張ろうとされている人たちが、思う存分力を発揮できる業界に。

◎仙台光仁中国四国農政局長

このような機会をもっと作るべきという意見があったが、このような機会は重要だと考えている。中国四国地方各県で横のつながり、ネットワークを大事にし、中国四国農政局として更に横のつながりを広げていきたいと考えている。

持続可能な農業経営に向けて研修・交流 第34回農業経営者研究交流集会で認定農業者等約80名が集う

県農業会議は、香川県農業経営者協議会とかがわ農業経営者組織ネットワークとの共催で2月17日、「第34回香川県農業経営者研究交流集会」を高松市内のホテルで開き、県内認定農業者等担い手や関係機関・団体等役職員約80名が出席した。

この交流集会は、経営者能力の向上や、経営者運動の一層の推進に資することを目的に毎年、開いているもので、今回は、「持続可能な農業経営を考える」をテーマに2つの講演後、意見交換・交流した。

(一社)全国農業会議所の稲垣照哉専務理事から「新たな食料・農業・農村基本計画の策定へ」と題し、食料・農業・農村政策審議会委員を務めている立場から、新たな食料・農業・農村基本計画の検討状況を中心に農政の動きについて講演があった。



島根県の農業法人、(株)勝部農産の勝部喜政代表取締役は「地域とともに発展する企業経営を目指して」と題して、自社が課題を解決しながら米麦を中心とした土地利用型経営を発展させた過程等を紹介した。勝部社長の話に参加者から「良いことも悪いことも話してもらって共感できた」、「従業員ファーストの経営に感動した」などの声があがっていた。

地域計画の実現に向けて関係機関が一体となって取り組みを進めよう 県及び県農業会議が「香川県農地最適利用推進大会」開く

今年度末までに策定される「地域計画」の実現に向けて、今後、話合いの継続により計画をブラッシュアップしながら、関係機関が一体となって、農地の最適利用の取組みをより一層推進するため、県（県農業会議共催）は1月23日、高松市国分寺ホールにおいて、「令和6年度香川県農地最適利用推進大会」を開いた。

県内の農業委員・農地利用最適化推進委員のほか、農業関係者ら約240名が出席した。

大会では、「地域の将来を考える機運を創り出し、具体的な行動を」と題し、魅力ある地域づくり研究所の可知代表が講演したほか、新潟県阿賀野市農業委員会の笠原会長職務代



理が「委員が中心となった地域での話し合い」、大分県宇佐市経済部農政課の石川総括が「宇佐市地域計画推進マニュアルとこれからの自治体農政」について事例発表した。

高松市女性農業委員・推進委員が食育活動を実施



高松市の女性農業委員は2月15日、高松市の農業交流体験施設「香南アグリーム」で、学生を対象にした食育活動を行った。

農業体験を通じて食や農への関心と理解を深めるとともに、高松産ごじまん品をPRしようと毎年企画しているもので、今回は若い世代、香川短期大学生を対象とした。

ピザ作りの調理実習を柱に、その材料となる野菜の収穫から試食までを行った。学生は馴れない手つきで収穫していたがうまく収穫できるとお互い喜びあい、ピザ作りでも個性豊かな出来映えで、「ピザ作りは初めてだが、貴重な経験ができた」などと充実した笑顔を見せていた。引率した同大学の次田学科長と垣渕教授は「農作物を作っている人との交流は、将来、栄養士として仕事をしていく学生たちにとってきっと役に立つ」とのことであつた。

女性委員はピザのレシピや高松産ごじまん品クイズなど工夫をこらして準備した。中心となった佃・橋田両女性委員は、「農業者の思いを機会を見つけては伝えていきたい。今後も食と農について、皆さんたちと一緒に考えていけたら」と話していた。

三豊市農業委員会が「みとよ農業女子交流会」開く



三豊市農業委員会（堀江博会長）は2月27日、「みとよ農業女子交流会」を開き、女性農業委員2名を含む女性農業者ら約20名が出席した。三豊市内の女性農業者の見識を深めるとともにネットワークを広げ、更なる活躍につなげようと開いているもので、今回のテーマは「女子会で学ぼう！話そう！」。

交流会では、同市で親からの経営継承で就

農し、異業種経営者との連携で元酒蔵「三豊鶴」という地域資源を活かした多角的な経営を展開する細川貴司氏が講演。「農業をひとつのツールとして考えることで自らの可能性が広がった」などと語り、商品開発や農業アドバイザーなどの様々な取り組みを紹介した。講師を交えての意見交換では、多様な世代の参加者同士、席替えをしながら経営と生活の話で大いに盛り上がった。

参加者からは「新たな出会いがあり、勉強になる時間が持てた」、「色々な世代の方が生き生きしている様子を見て自分も頑張ろうと思った」と好評で、同市農業委員会事務局担当者は「女性農業者にとって貴重な機会となっている。色々な農業経営等の相談事も聞いているので、今後も継続してより充実したものにしていきたい」としている。

令和6年分農業青色申告決算・確定申告相談会開く 約380名が参加

県農業会議と県農業再生協議会は、2月7日から3月6日までの間、県下18会場で、令和6年分農業青色申告決算・確定申告相談会を開いた。

これは、関係機関が役割分担・連携して定例等で行っている経営管理講習会等で、複式簿記の知識を身につけ決算まで終了した農業者を対象に、記帳結果を青色申告に活用しようとしているもの。相談は、県農業会議が委嘱している税理士があたり、約380名が青色申告決算書と所得税及び消費税確定申告書等を作成した。

特に本年分は定額減税への対応、2年目となる消費税インボイス制度登録に伴う消費税申告に留意しての相談となった。また、県農

業共済組合と連携して収入保険制度の適切な会計税務処理に努めた。

今後、県農業会議では、農業改良普及センター、市町、市町農業委員会等関係機関と引き続き連携し、これら決算結果をもとにした経営改善支援や、新規就農者への複式簿記・青色申告の推進強化を図っていく。

なお、本県の収入保険加入者数は令和7年2月25日現在で1,247経営体となっているが、高まる自然災害リスクなどへの備えとして、経営管理講習会等を通じて、新規就農者を中心に、青色申告の推進とともに加入推進にも引き続き取り組んでいくことにしている。

=== 全国農業図書 新刊紹介 ===

「農家のための 新 農地全書 第9版」

A5判 219頁 2,860円(税込)

農地に関する様々な相談を問答形式で分かりやすくまとめた一冊であり、昭和47年以来のロングセラー。農業委員会の窓口のほか、農業委員・推進委員など地域のリーダーの皆さんの農家相談にあたっての座右の書。

第9版では下限面積要件廃止等を踏まえた改訂を行っている。

=== 全国農業図書 新刊紹介 ===

「農業委員のための和解の仲介の手引」

～農地紛争処理のために～

A5判 108頁 4,400円(税込)

和解の仲介を行う上で必要となる制度内容や手続きのあらまし、説得の仕方、和解案の作成方法などについて整理した手引書。

第1章 和解の仲介制度、第2章 仲介委員、第3章 仲介手続のあらまし、第4章 和解案の作成、第5章 資料編

農業委員・推進委員による全国農業新聞の購読・活用を！

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

全国農業新聞をご購読・ご活用いただくとともに、地域の農業者、関係者へのご紹介をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

週刊 月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



＝ 常設審議委員会だより ＝

1 月

1 月 27 日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

- 市町農業委員会からの農地法第 4 条、第 5 条関係意見聴取事案について、第 4 条関係 1 件（7,096.00m²）、第 5 条関係 6 件（23,045.00m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 農地法第 39 条関係意見聴取事案について、所有者不明農地を利用する権利の設定に関する「裁定に同意する」と決定した。
- 県農業経営課から「地域計画」策定の進捗状況等について説明した。

2 月

2 月 28 日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

- 市町農業委員会からの農地法第 4 条、第 5 条関係意見聴取事案について、第 5 条関係 16 件（86,545.48m²）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「県農業会議令和 7 年度事業計画」について説明した。

農業会議日誌

1 月 14 日～ 2 月 25 日	経営管理講習会（県下延べ 29 会場）
1 月 23 日	香川県農地最適利用推進大会（高松市）
1 月 27 日	1 月（第 10 回）常設審議委員会（高松市）
2 月 7 日～ 3 月 6 日	農業青色申告決算・確定申告相談会（県下 18 会場）
2 月 10 日	経営発展支援セミナー（高松市）
2 月 10 日	雇用就農資金指導者要請研修会・事業実施説明会（高松市）
2 月 17 日	第 34 回香川県農業経営者研究交流集会（高松市）
2 月 28 日	県農業会議 第 26 回理事会（高松市）
2 月 28 日	2 月（第 11 回）常設審議委員会（高松市）
3 月 3 日	8 市農業委員会事務局長・次長会議（高松市）

今後の主な日程

3 月 17 日	情報事業重点農業委員会担当者会議
3 月 28 日	3 月（第 12 回）常設審議委員会
4 月 28 日	4 月（第 1 回）常設審議委員会
5 月 28 日	令和 7 年度全国農業委員会会長大会
5 月 30 日	県農業会議 第 27 回理事会
5 月 30 日	5 月（第 2 回）常設審議委員会

発行所：（一社）香川県農業会議
高松市仏生山町甲 263 番地 1
電 話：（087）813-7751
FAX：（087）813-7752
発行人：近 藤 弥